

総務常任委員長報告

委員長 園田 浩文

総務常任委員会に付託された案件の主な審査内容です。

議案第3号「阿蘇市職員の降給に関する条例の制定について」

委員 降格と降号の違いの説明を。

総務課長 役職定年により、降任し職務の級が下がることを降格、また勤務実績が悪いなどの理由により同一の職務の級のまま降給することと降号と異なります。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第4号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第5号「阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号「阿蘇市会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部改正について」

委員 会計年度任用職員の勤勉手当の支給は、フルタイムのみ該当するのか。

総務課長 地方公務員法の改正に伴い、条例においてもパートタイムフルタイム問わず勤勉手当を支給できるように改正を行うものです。

委員 会計年度任用職員の人員確保はできているのか。

総務課長 基準単価を上げて、現実、人員の確保が困難な状況です。

以上のような審査を経た結果、本

案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号「令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第7号）について」

各課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号「令和5年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第3号）について」

議案第22号「令和5年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第2号）について」

議案第23号「令和5年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第3号）について」

企画財政課長から補足説明があり審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号「令和6年度阿蘇市一般会計予算について」

防災情報課所管分

委員 危険空き家等除去推進事業補助金の内容を。

危険空き家等除却促進事業の概要

危険空き家等の除却を促進するため、所有者に対し除却費用の一部を助成する事業です。

要件

- ① 概ね1年以上使用されておらず、かつ、今後も使用される見込みがない住宅及び兼用住宅
- ② 住宅の不良度判定基準の評定項目の評定合計が100点以上であるもの
- ③ 危険度判定基準に該当する状態であるもの
- ④ 所有権以外の権利（抵当権等）の設定がなされていないもの
- ⑤ 個人所有のもの
- ⑥ 公共事業の補償の対象となっていないこと
- ⑦ 補助金の交付を受ける目的で故意に破損された建物でないもの

補助金の額

補助対象費（除却費用の10分の8）の2分の1の金額で、上限額は60万円



〔問合せ先：防災情報課〕

防災情報課長 空き家の所有者からの申請に基づき、危険度判定基準による審査を行い、危険と判断した建物に対し、60万円を上限として解体費用を補助するものです。

委員 防災士連絡協議会補助金について、防災士の活動内容は、

防災情報課長 各地区の自主防災組織の防災力向上を図るために、地域内での防災講座や訓練、また、地区防災計画の策定などへの支援が主な活動内容となります。



防災士研修

総務課所管分

委員 顧問弁護士委託料について 昨年は個別案件に特化した弁護士を委託した方が、歩がいいということ で委託はしなかったが、今年度、あらためて予算計上した理由は、

総務課長 弁護士に相談すると30分で5千円の費用がかかります。顧問弁護士の場合、回数に制限なく相談できるというメリットもあります。今回、予算計上はしておりますが慎重に協議を重ね、検討してまいります。

委員 その他自治体での顧問弁護士委託の状況は、

総務課長 県下14市中、顧問弁護士がいないのは阿蘇市のみです。

委員 LINE運用情報発信事業について、詳しい説明を。

総務課長 LINEの友達登録していただくと、市内公共施設の予約広報誌の閲覧、ごみカレンダーの確認、市外の方であれば、観光、移住、定住の情報などが得られるようになるものです。



QRコードで友達登録できます



LINE運用情報発信事業

議会事務局所管分

委員 事務局の人員について、県内市議会事務局と比較して少ないように思う。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第30号 「令和6年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」
議案第31号 「令和6年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」
議案第32号 「令和6年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」
議案第33号 「令和6年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」

委員 財産区の水質検査についてどのような検査を行っているのか。

企画財政課長 水道法に基づく水質検査を専門業者に委託しており、個人の方にも採取や日誌などをお願いしています。水質、匂い、濁りなどに変化があった場合は、管理会と協議し対応を検討します。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第37号 「熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部変更について」

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。